表3　変更・廃業等の届出に係る必要書類一覧【変更・廃業等時】

【変更の届出】
住宅宿泊事業法第26条第１項の規定により、登録事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に変更の届出を行う必要があります。

変更届出事項 / 提出書類	商号、名称又は氏名及び住所		法人の代表者		法人の役員		法定代理人		法人の法定代理人の代表者		法人の法定代理人の役員		主たる営業所又は事務所				従たる営業所又は事務所								氏名					有している免許又は登録	システム申請の可否（※3）	備考
													名称		所在地		新設		廃止		名称		所在地		代表者		法人の役員	法定代理人の代表者	法定代理人の役員			
	法人	個人	就任	退任	就任	退任	法人	個人	就任	退任	就任	退任	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人						
登録事項変更届出書【第七号様式】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※2	○	○※2	○※2	○※2	○	○	
略歴書【第二号様式】			○		○			○	○		○														○※2		○※2	○※2	○※2		×	
法人用の誓約書【第四号様式】			○		○																				○※2		○※2	○※2	○※2		○	
個人用の誓約書【第六号様式】							○	○	○		○																				○	
身分証明書			○		○			○	○		○														○※2		○※2	○※2	○※2		×	・本籍地の市区町村発行 ・発行日から3ヶ月以内のもの
履歴事項全部証明書	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○※1		○※1				○※1		○※2		○※2	○※2	○※2		※4	・主たる営業所又は事務所所在地の法務局（登記所）発行 ・発行日から3ヶ月以内のもの
戸籍謄（抄）本																										○					×	・発行日から3ヶ月以内のもの
変更後の住所が明示された書類　※5		○																													×	

【廃業等の届出】
住宅宿泊事業法第28条第１項の規定により、廃業等の事由に該当することとなったときは、該当することとなった日から30日以内に廃業等の届出を行う必要があります。

提出書類	届出事項	システム申請の可否
廃業等届出書【第八号様式】	死亡、合併による消滅、破産手続開始の決定、解散、廃止になった場合	○

※1　従たる営業所又は事務所における変更等で、営業所又は事務所が登記簿に登記されていない場合は、添付の必要はありません。
※2　変更後の氏名が登記簿に登記されていない場合は、変更の届出を行う必要はありません。
※3　システム申請ができない（×になっている）項目は、別途郵送等により提出する必要があります。
※4　登記情報提供サービスにて発行される照会番号（有料）を民泊制度運営システムに添付することでシステム申請が可能になります。
※5　変更後の住所が記載された住民票や賃貸契約書の写しなど、住所が確認できるものが必要です。

（注1）紙による申請の場合（紙とシステム申請を併用する場合も含む。）は、提出する部数は、正本1部。
（注2）変更内容を確認するために、その他書類を必要に応じて求める場合があります。
（注3）変更の届出をする者は、法第25条第1項に該当する事由の有無の審査のため、登録を実施するために提出した書類に記載の個人情報が警察当局に提供されることに同意の上、書類を提出してください。